

5 広報内容の検討・提案

5-1. 広報内容の基本的な方針～問題解決に向け、広報業務に求められる要素～

(1) 広報のターゲットは「所有の意思を有する人及びその関係者」

沖縄県の所有者不明土地は、平成31年3月末時点で2,705筆存在している。このうち、所有の意思を有する人・法人が存在する、又はそれに関する手がかりが存在している筆（A類型）は216筆と見込まれている。（ただし、現在でも所有者不明土地と認識していない利用・占有者も存在すると見込まれるため、対象数はもう少し多いものと考えられる。）

沖縄の所有者不明土地問題の解決に向け、「所有の意志を有する人・法人や、その関係者」に対し、「未登記であることへの気づき」「登記への理解促進」「相談に向けた行動促進」ができるよう広報によるアプローチを行う。

(2) 広報から相談会への接続

所有の意志を有する人が、自らの所有権を確認し、登記をするためには、所有権確認訴訟等の方法で立証していくことが求められる。このため、証拠の収集や所有権を主張するための論理構成などについて、専門家の支援が必要と考えられる。

このため、広報によってアプローチできたターゲットが、実際に所有権の確認、登記に向けた行動を起こすことができるよう、電話等での相談窓口、専門家等に直接相談できる相談会を開催し、具体的な活動に結び付けていく支援を行うことが望ましいと考えられる。

(3) 専門家組織との連携

沖縄の所有者不明土地は管理者が設置されており、所有の意思を有する人は、まず管理者である沖縄県又は市町村へ問合せを行うことが想定される。また、既に所有の意志を有する人の情報は、所有者不明土地の管理者である沖縄県及び市町村が有しているケースもある。

他方、前述のとおり、所有権の確認に関する相談等は専門的な知識が求められることから、司法書士や弁護士等の専門家と連携して取り組んでいくことが望ましいと考えられる。

こうしたことから、広報・相談業務を行っていく際には、所有者不明土地の管理者（沖縄県及び市町村）と、当該業務に詳しい司法書士や弁護士等の専門家と連携体制を構築し、実施していくことが重要である。

5-2. 広報活動を効果的に実施するための留意点

(1) 広報の実施

所有の意志を有する人・法人や、その関係者に向けた広報活動は、多様な手段が想定されるが、以下のような広報手段に応じて、留意すべき点を整理する。

① 新聞広告

沖縄を含む全国には、相続未登記等に起因する全国と同様の所有者不明土地問題も存在するが、今回の業務の対象とする問題は、戦後の公簿・公図類の焼失に起因する沖縄特有の所有者不明土地である。この点を明確に区別して原稿を作成することが望ましい。

② チラシ

A 類型に該当する所有者不明土地の約7割は墓地である。そのため、墓地の利用者に向けて、コンタクトしやすい時期、場所などに留意し、配布することが望ましい。

③ 市町村広報

A 類型が存在する市町村は、平成30年度調査報告書にあるとおり、特定の市町村に集中している。このため、市町村広報の協力を仰いだり、掲載依頼を行なったりする場合には、所有者不明土地が集中している市町村から優先して行うことが望ましい。

(2) 相談体制の構築

① 専門家組織との連携体制の構築

所有権の確認に関する相談業務においては、個別具体的な相談に対応するため専門家の対応が求められる。このため、沖縄の所有者不明土地の各管理者（沖縄県及び市町村）は、最寄りの司法書士や弁護士等の専門家と連携し、管理者として把握している「所有の意志を有する人」への相談に応じる体制を構築していくことが望ましい。

ただし、沖縄の所有者不明土地問題を取り扱ったことのある専門家は必ずしも大勢ではない。そこで、専門家の派遣・配置に際しては、個別の司法書士への依頼よりも、司法書士会のような専門家組織の協力を得、専門家派遣の柔軟性・多様性を確保することが望ましい。

② 事務局窓口の設置

広報を実施した際には、広報対象の規模によっては、事務局窓口を設置することが必要と考えられる。各種広報によって関心を持った人が、まずは気軽にアプローチできる窓口として機能させ、更に必要な者を相談会への参加を誘引することが望ましい。気軽なアプローチのため、連絡手段も電話のほか、メールでの対応ができることが望ましい。

相談の内容に応じて、直接相談者に回答したり、管理者を紹介したり、相談会を案内したりするケースが想定される。

③ 相談会の開催

沖縄の所有者不明土地の問題解決に向けた相談会は、所有の意思を有する人の居住地は多様であることが想定されるため、国又は沖縄県等が主催し、全県で実施することが有効と考えられる。

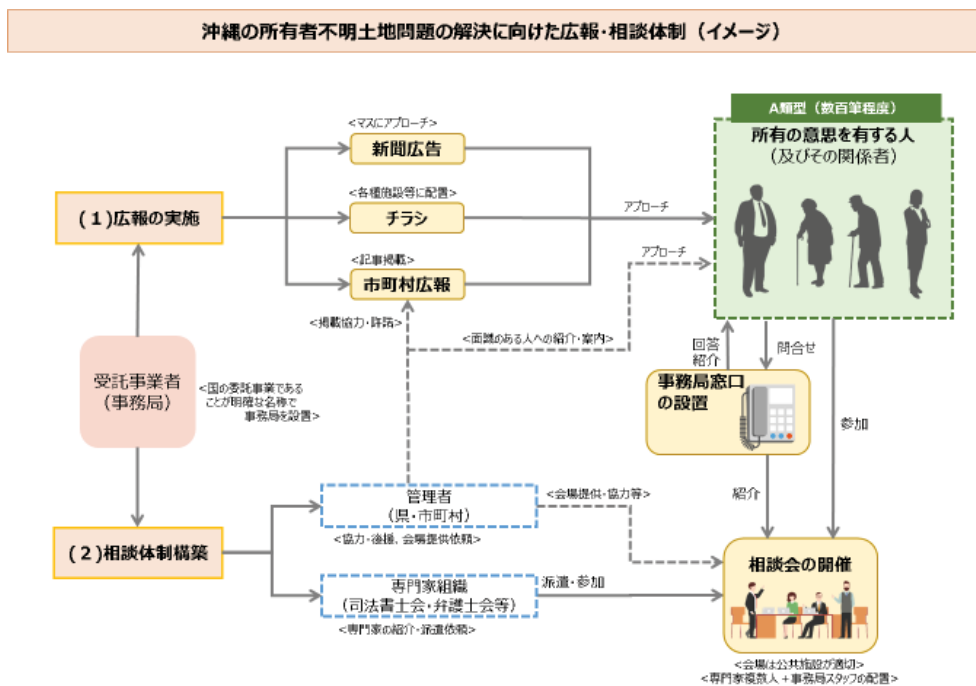
具体的には、相談会の開催地域は、所有の意志を有する人がアプローチしやすい箇所、回数、時間帯でより多く実施されることが望ましい。また、会場は、相談者が安心して訪問できるよう、公共施設等の会議室を確保することや、相談会が国の委託事業により開催されていることがわかるようにすることが望ましい。

相談会では、専門家は必ず複数人に配置し、相談者が専門家を選べる体制を作ることが望ましい。また、専門家以外のスタッフを1名以上配置し、専門家が相談業務に集中できる体制を構築することが望ましい。

なお、本業務において相談者と専門家の面識ができ、後日、別途、両者において個別契約に基づく相談・支援業務を行うことは妨げない。(ただし、本業務の相談で得た個人情報を、その後の営業活動に用いることは認めない。)

個別相談までの円滑な支援を行うためには、相談会を実施する際には事前に各市町村管理者等とも情報を共有し、協力体制を構築しておくことが重要である。また、管理者として把握している「所有の意志を有する人」への相談会の紹介等の協力が得られることが望ましい。

図表 78 A類型の問題解決に向けた広報・相談体制イメージ



5-3. 広報・相談業務の実施時期について

前述のとおり、A 類型に該当する所有者不明土地の約7割は墓地である。墓地は所有者不明土地であっても、墳墓は祭祀承継・相続され、利用されているケースが多い。

そのため、相続に関する関心が高まる時期、墓地への墓参りの時期を考慮して広報を実施することが効果的と考えられる。

相続に関する関心が高まる時期としては、例年2月には、沖縄県司法書士会が「相続登記はお済みですか月間」をイベントとして行っていることがあげられる。また、墓地への墓参りについては清明祭（4月頃）、旧盆の時期（8月頃）が中心となる。

こうしたことから、今年度内に実施する広報に関しては、2月下旬～3月上中旬に実施することが望ましいと考えられる。